

WEB、SNS等を活用したプラスチック類の分別回収の周知・啓発業務委託仕様書

1 委託業務名

WEB、SNS等を活用したプラスチック類の分別回収の周知・啓発業務委託

2 委託業務の目的

令和5年4月からの京都市内全域でのプラスチック製品の分別回収の実施に当たっては、地域に入っの周知等、分別排出を促す取組が重要であることから、令和4年7月から移動式拠点回収等での市民、地域団体等への事前周知を進め、9月市会での条例改正後に、町内回覧、市政広報板、市民しんぶん等を活用して具体の周知を行ってきた。

令和5年度においても、プラスチック製品だけではなくプラスチック製容器包装を含めたプラスチック類の分別回収促進、リチウムイオン電池使用製品等の異物混入の防止対策を図るため、継続してプラスチック類の分別ルールの周知を行う。当周知に当たっては、地域に入っの周知で届いていない可能性がある、例えば地域自治会等に所属していない学生等の若者世代や、環境の取組に興味がない人を対象の重点とし、WEB、SNS等の方法を積極的に活用する。

また、これまでの周知・啓発に対する改善や、新たな周知・啓発手法について検討・実施する。

3 委託業務期間

契約締結日から令和6年3月31日（日）まで

4 委託業務内容

(1) コンテンツの制作

プラスチック類の分別回収促進、異物混入の防止対策を図るため、短時間の動画等のコンテンツを制作する。コンテンツの数や時間、形式等については自由とする。なお、コンテンツの制作に当たっては、以下の点に留意すること

- ① 地域に入っの周知で届いていない人や、環境の取組に興味がない人を対象の重点にすること
- ② WEB、SNS等の特性を踏まえたものとする
- ③ コンテンツには以下の内容を含めること
 - ・プラスチック類の分別回収の目的・効果
 - ・プラスチック類の出し方の変更内容（使用する指定袋の種類、収集日など）
 - ・分別回収の対象となるプラスチック類の説明及び例示。特に判断が難しい大部分がプラスチック素材であるものの説明・例示
 - ・分別回収の対象とならない品目（リチウムイオン電池使用製品、刃物類、ライター、大型ごみ、注射器等の在宅医療器具、感染症拡大の恐れがあるもの、ひも状・シート状で長さが50cm以上のもの など）の説明・例示。特に火災の原因となるリチウムイオン電池使用製品の混入防止対策

(2) コンテンツの発信

(1)のコンテンツについて、WEB、SNS等を活用し広く発信を行う（※）。なお、コンテンツの発信に当たっては、以下の点に留意すること

- ① 地域に入っの周知で届いていない人や、環境の取組に興味がない人を対象の重点にすること
- ② WEB、SNS等の特性を踏まえたものとする
- ③ 市公式WEBサイト及びSNSアカウントによる発信のほか、検索エンジン等アクセス数が多いWEBサイトへの広告の掲載等、効果的な発信の手法について検討し、実施すること

※ WEBについては、基本的に本市WEBサイト「ごみネット」からの発信とする。また、本市担当者と協議・調整のうえ、受託者において発信、「ごみネット」の一部修正等を行うことも可能とする。

SNSについては、基本的に京都市公式SNS（LINE、Twitter、Facebook）からの発信とし、本市が行う。

その他の発信方法等についても、本市担当者と協議、調整のうえ、これを実施することができる。

(3) これまでの周知・啓発に対する改善や、新たな周知・啓発手法の検討・実施

本市で令和4年度以降行ってきた周知・啓発手法や内容についての改善点や、プラスチック類の分別回収促進、異物混入の防止対策に関する新たな周知・啓発手法について、WEB、SNS以外の手法も含めて積極的に提案を行い、本市担当者と協議、調整のうえ、これを実施する。

なお、これまでの周知・啓発の内容については、本市から受託者に説明を行い、関係資料についても提供する。

5 委託業務の進行等

(1) 業務スケジュールの調整

受託者は、業務開始に先立ち、今後の業務スケジュール表を作成し、京都市 環境政策局 循環型社会推進部 資源循環推進課に届け出て、承認を得るものとする。

(2) 実績報告書の作成

事業終了後、速やかに当事業の実績報告書を取りまとめ、京都市 環境政策局 循環型社会推進部 資源循環推進課に提出する。

(3) 業務終了時検査及び委託料の精算

本委託業務の委託料は、業務終了後、京都市の検査を受け精算するものとする。

なお、受託者は、必要な証拠書類を京都市に示し、検査を受検するものとする。京都市は、必要により証拠書類等の写しを受託者から求めることができるものとする。

(4) 協議事項

この仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じた場合は、京都市と受託者の協議によりその解決を図るものとし、当該協議が整わないときは、京都市の指示するところによるものとする。

6 その他

(1) 個人情報等の保護

受託者は、この委託業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報をこの事業の目的外に使用してはならない。これは委託期間終了後も同様とする。また、業務終了時には、取得した個人情報等を全て京都市に引き渡すものとする。

(2) 損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、京都市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。

(3) 著作権の取扱い

円滑な事業の実施、成果の普及を図るため、この委託業務により生じた著作権については、原則として京都市に帰属させるものとする。

(以 上)